

平成27年2月5日

## 「平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価」 の運用に係る特例措置について

国は、労働市場の実勢価格を適切に反映するとともに、社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映させた、「平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）を決定・公表し、東京都においては、「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」という。）と比べて約2.5%の上昇となりました。

さらに、国では、平成27年2月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を用いて予定価格を積算した工事について、受注者が、新労務単価に基づく契約に変更するための協議を発注者に請求することができるよう、特例措置を定め、都道府県においても、これを参考に適切な運用に努めるよう要請しています。

東京都においては、この要請を踏まえ、新労務単価に係る特例措置を別紙のとおり定めたので、お知らせします。

受注者の皆様におかれましては、この趣旨を御理解いただき、契約金額が変更された場合は、下請企業との間で締結している請負契約の金額の見直し等を行い、新労務単価の上昇を踏まえた技能労働者への賃金水準の引上げ及び法定福利費相当額（事業者負担分及び労働者負担分）を適切に含んだ額での下請契約とされるよう、より一層の徹底をお願いします。

【問合せ先】

財務局経理部契約調整担当

直通 03-5388-2607

## 第1 措置の概要

第2に定める工事の受注者は、工事請負契約書第52条の規定により、「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」という。）に基づく契約を「平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）に基づく契約に変更するための契約金額の変更の協議を、都に対し請求することができる。

## 第2 具体的な取扱い

(1) 平成27年2月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次的方式により変更後の契約金額を算出する。ただし、変更協議が整う前に支払手續が済んでいる場合は、この取扱いの対象外とする。

$$\text{変更後の契約金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及びkは、それぞれ次を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k：当初契約の落札率

(2) 平成27年1月31日以前に契約を締結した工事のうち、同年2月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第24条第6項（インフレスライド条項）の運用について（暫定版）」の内容を準用する。

## 第3 請求期限

第2(1)による契約金額の変更協議の請求期限については、工期末が平成26年度内の工事の場合は工期末の15日前（土・日曜日を除く。）までを原則とし、それ以外の工事の場合は契約を締結した日から2か月以内とする。